

- ◆御依頼日：10月22日
- ◆御依頼内容：アメリカの「2対1ルール」とカナダの「One-for-One Rule」の概要  
特に以下の項目について
  - ・ルールのできた経緯
  - ・法制化されているか否か
  - ・ルール化されたことによる現時点での（経済的）効果

御依頼の件につきまして、以下の資料を御提供いたします。よろしく御査収くださいますよう、お願いいたします。

## 1. アメリカの「2対1（“Two-for-One”）ルール」

アメリカでは、法律ではなく大統領令（Executive Order）13771号で定められています。資料1は、大統領令の原典です。

資料2は、トランプ政権下で“Two-for-One”ルールができるまでの経緯と、2017会計年度における進捗及び効果を論じた資料です（pp.42-43）。

資料3は、大統領令13771号について、実行する行政機関への影響等を論じた資料です（pp.260-263）。

資料4は、2019会計年度において、150の規制緩和措置を行い35の重要な規制を新設したこと、トランプ政権下で規制の新設が劇的に減ったこと等をまとめたホワイトハウス発表の資料です。資料5は、2019会計年度単独及び2017会計年度から2019会計年度までの累計において、規制緩和措置及び規制新設の数並びに規制遵守費用（Regulatory Costs）の削減効果を省庁別にまとめた連邦政府資料です。

## 2. カナダの「One-for-One Rule」

カナダでは、2012年に“Red Tape Reduction Action Plan”を公表し、One-for-One Ruleをはじめとする6つの規制改革が盛り込まれました。同ルールは、2015年に“Red Tape Reduction Act”において法制化されています。資料6は、当該法律の原典です。One-for-One Ruleを含む規制・行政手続コスト削減の取組の経緯をまとめた資料7によれば、カナダは同ルールを法制化した初めての国であるとのこと。

資料8は、同ルールを規制の政策評価の観点から調査したものですが、2012年4月～2014年6月の期間の実績として、2,200万カナダドルの行政手続コスト、19件の規制が削減されたとのこと（p.17）。2012年から2018年までの各年及び合計の実績（規制の削減数（Net regulations eliminated）、行政手続コスト削減額（Administrative burden saved）、（One-for-One Ruleの適用が）免除された規制の数（Regulations exempted））については、カナダの独立系シンクタンクの調査がまとめていたもので、御参照ください（資料9, p.3）。2018～2019会計年度の実績は、国家財政委員会事務局の年次報告によると、規制の削減数が9、行政手続コストは600万ドル増、One-for-One Ruleの適用が免除された規制の数が11です（資料10, p.17.）。

【提供資料】

- 1) “Executive Order 13771 of January 30, 2017 Reducing Regulation and Controlling Regulatory Costs.” Govinfo website <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2017-02-03/pdf/2017-02451.pdf>>
- 2) 岸本充生「規制影響評価（RIA）の活用に向けて：国際的な動向と日本の現状と課題」『経済系』275 集, 2018.11, pp.26-44.
- 3) ダニエル・ファーバー（辻雄一郎訳）「規制, トランプ政権, シェブロン法理」『明治学院大学法学研究』105 号, 2018.8, pp.259-286.
- 4) “A Regulatory Reform Agenda That Benefits All Americans,” 2020.10.22. Whitehouse website <<https://www.whitehouse.gov/articles/regulatory-reform-agenda-benefits-americans/>>
- 5) “Regulatory Reform under Executive Order 13771: Final Accounting for Fiscal Year 2019.” RegInfo.gov. website <[https://www.reginfo.gov/public/pdf/eo13771/EO\\_13771\\_Final\\_Accounting\\_for\\_Fiscal\\_Year\\_2019.pdf](https://www.reginfo.gov/public/pdf/eo13771/EO_13771_Final_Accounting_for_Fiscal_Year_2019.pdf)>
- 6) “Red Tape Reduction Act (S.C.2015, c.12)” カナダ法務省ウェブサイト <<https://laws-lois.justice.gc.ca/PDF/R-4.5.pdf>>
- 7) デロイトトーマツコンサルティング合同会社「平成 28 年度産業経済研究委託事業（規制・行政手続コスト削減の欧州事例調査研究）調査報告書」2016.11, pp.75-81. 経済産業省ウェブサイト <[https://www.meti.go.jp/medi\\_lib/report/H28FY/000149.pdf](https://www.meti.go.jp/medi_lib/report/H28FY/000149.pdf)>
- 8) （株）富士通総研「カナダにおける規制の政策評価に関する調査研究 報告書」2018.11, pp.11-18. 総務省ウェブサイト <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000601466.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000601466.pdf)>
- 9) “HOW TO SUCCESSFULLY REDUCE THE REGULATORY BURDEN,” 2019.2. MEI website <[https://www.iedm.org/wp-content/uploads/2019/02/note0119\\_en.pdf](https://www.iedm.org/wp-content/uploads/2019/02/note0119_en.pdf)>
- 10) “Annual Report to Parliament for the 2018 to 2019 Fiscal Year: Federal Regulatory Management Initiatives,” pp.13-17, 23-29. カナダ国家財政委員会事務局ウェブサイト <<https://www.canada.ca/content/dam/tbs-sct/images/reports/frmi-ifgr/2018-19/frmi-ifgr-eng.pdf>>

担当：行政法務課 越田（内線：衆議院から 98-22100/ 参議院から 970-22100）